

中小事業者への支援

固定資産税の軽減措置

令和2年3月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上減少している中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとします。売上高が30%以上50%未満で減少している場合は課税標準を2分の1に、50%以上減少している場合はゼロに軽減します。

申告方法については、市ホームページおよび中小企業庁ホームページでご確認ください。

問い合わせ 税務課 ☎552-5306

中小企業者経営支援金

給付金額 1中小企業者につき、一律10万円
※複数店舗の経営であっても、1企業者となります。交付は1回限り。

対象

- ①国の持続化給付金を受けていないこと
- ②令和2年8月1日以前に事業を開始していること
- ③令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上げが前年同月と比べ、20%以上50%未満減少している中小企業者

申請期限 令和3年2月1日(月)

問い合わせ 商工観光課 ☎552-6907

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧

水道料金減免	水道料金のうち、基本料金の全額を6か月分(7月請求分から12月請求分まで)免除します。 ※検針票には減額前の料金が記載されています。	【問い合わせ】 経営企画課 ☎552-5094
市税の納税猶予	事業などの収入に相当な減少があった場合、一定の条件を満たしている方は、1年間、市税の納付が猶予される場合があります。	【問い合わせ】 税務課 ☎552-6927
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免	主たる生計維持者が死亡または重篤な状態になった場合や、主たる生計維持者の事業収入などが3割以上減少し、保険料(税)の納付が困難な方は、保険料(税)の減免を受けることができます。 場合があります。	【問い合わせ】 医療保険課 ☎552-7103 (国保・後期高齢) 長寿福祉課 ☎552-6928 (介護保険)
国民年金保険料 の減免	令和2年2月以降に業務が失われたなど、収入が減少している方や、令和2年中の所得の見込み額が、国民年金保険料免除などの基準相当になることが見込まれる方で、一定の条件を満たす場合、国民年金保険料の減免を受けることができます。 場合があります。	【問い合わせ】 医療保険課 ☎552-7103
傷病手当金	国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者で、療養のために働くことができなかつた方が、一定の要件を満たす場合に、傷病手当金を支給します。	【問い合わせ】 医療保険課 ☎552-7103
住居確保給付金 の支給	離職・休業などによる減収などで、住むところを失った方や、住む場所を失う恐れが高い方には、就職活動することを要件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	【問い合わせ】 社会福祉課 ☎552-5011
生活福祉資金の 特例貸し付け	収入の減少や失業などで、日常生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に無利子の貸し付けを行います。	【問い合わせ】 丹波篠山市社会福祉協議会 ☎590-1112

新型コロナウイルス

感 染 症 対 策

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度や感染拡大防止に向けた取り組みなどをお知らせします。

ご相談ください

コロナ総合相談窓口
(市民安全課内)

☎552-6053
平日 8時30分～17時15分

対応内容

秘密は厳守します

「感染された方」「感染が疑われる方」に対する相談、健康相談、感染症予防対策など

丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策支援寄付金

新型コロナウイルス等の感染症の地域課題への対策を支援いただくことを目的とした「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策支援寄付」の受け付けを行っています。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

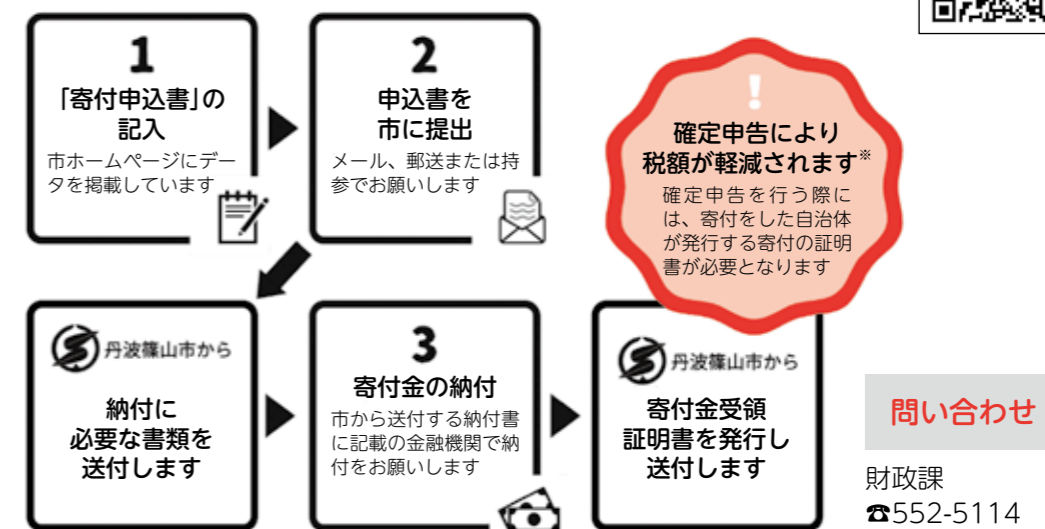
寄付金の 使い道

皆さんからの寄付金は「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金」に積み立て、感染症の拡大を受けて実施する事業の財源とさせていただきます

寄付 の方法

申請書は、市役所本庁舎3階(財政課)および各支所窓口に設置しています
※市ホームページからもダウンロードできます。

寄付 の流れ



※寄付金はすべてを新型コロナウイルス感染対策などに活用させていただきますので、返礼品は用意していませんが、ご理解いただけますようお願いいたします。